

ご 案 内

各 事 業 者 殿

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

令和元年度「5トン未満のクレーン運転の業務特別教育」(学科)について

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転(トラッククレーン等移動式クレーンを除く)の業務に労働者をつかせるときには、労働安全衛生法第59条第3項の規定によって、事業者は法令で定められた特別教育を行わなければならないことになっております。

当協会では、事業者にかわり特別教育を開催致しますので、この機会に貴事業場の従事予定者を積極的に受講させて頂きますようご案内致します。

記

1. 日時及び会場

会 場	開 催 日		
藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	6月12日(水) 13日(木)	9月12日(木) 13日(金)	12月5日(木) 6日(金)

※開始時間は8時30分から。終了時間は1日目：16時10分、2日目：12時30分頃の予定です。必ず8時20分までに来場して下さい。

2. 特別教育の内容

- (1) クレーンに関する知識
- (2) 電気に関する知識
- (3) クレーン運転のために必要な力学に関する知識
- (4) 関係法令・クレーンによる災害事例とクレーン災害の防止について

3. 学科課程受講料(テキスト代を含む) ※非会員事業場様は1名につき2,000+消費税が加算されます。

2019/9/30 まで 労働基準協会会員事業所は1名につき 11,880円(うち消費税 880円)
2019/10/1 以降 " 12,100円(うち消費税 1,100円)

4. お申し込みの方法

- (1) 受講申込書に所要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会にお申し込み下さい。定員になり次第締切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。
- (2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- (3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返しします。また、受講日の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。
※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証(学科課程)」を交付します。

6. 携 行 品 受講券・筆記用具・昼食・テキスト(2日目)

7. 修了証の交付及び実技教育

本講習のうち、実技については事業場で(クレーンの運転方法(重量確認、地切、走行、横行、着地、荷ぶれ防止法等)、合図方法について計4時間以上)実施していただくこととなっています。(クレーン運転士免許者、床上クレーン運転技能講習修了者、クレーン運転の業務特別教育修了者等から指導員を指名してください。)

実施した教育記録は、保存しておくことが必要ですのでご承知おきください。

受講月日	令和 年 月 日
講習会場	藤枝勤労者体育館 2 F 大会議室

**島田労働基準協会開催
クレーン運転の業務特別教育(学科)受講申込書**

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までにお願ひします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。